

「談合を防止し行政調達コストを低減する新しい仕組みの提案（その2）平成18年5月8日」

前回、4月19日に、上記のタイトルでの提案をさせてもらい、4月21日に、内閣官房行政改革推進事務局、財務省、総務省、公正取引委員会に送付いただいたとのご連絡を戴き、ありがとうございました。

公正取引委員会に送付いただいたことによって、新たな勇気を持つことができるようになりました。

今回は、前回の提案を全体の着想枠組みとし、「提案4-19（その1）」と呼び、今回の提案はそれをどう展開するかを述べるため、今回の提案を「提案-5-8（その2）」という名前を付け区分できるようにします。

さて、本件につき、その後、現役の行政担当者で、無念の退職をされた方などから、「貴重な主旨、また勇気あるご提案をお知らせいただきまして、誠に、ありがとうございます。やたらと、組織を変えるのではなく、事柄の本質、問題の根っこを改善しなければ、問題解決にはなりません。ますますのご活躍を祈念いたしております」という励ましのお言葉を戴き、更に、「せっかく提案したのであるから、それをどのように具体化していけばよいかの提案を、引き続きしてフォローをされたらどうか」というご意見と励ましの言葉をいただきましたので、更に、具体的な、たたき台の提案をさせて戴きます。

今回も、この提案を、内閣官房行政改革推進事務局、財務省、総務省、公正取引委員会にご送付いただけるようお願いいたします。

提案の内容は、

#### 1. 認識事項

まず、輸入調達、国内調達に共通する事項を、「提案4-19（その1）」の内容とそれに少しの追加事項を加え、後述の表1「契約区分／契約織込み事項計画事項表（素案）」として、要約して見ることができます。

#### 2. 具体化対策フェーズ区分を次のように、4つのフェーズに分けるとよいと考えます。

フェーズ1対策：すぐでき、効果の出ること（とりあえず、法律を変えずに、できること）

フェーズ2対策：少々準備が必要な対策：（フェーズ1と3の中間に位置し、効果のある対策）

フェーズ3対策：最終的な対策（法令、規則、通達、運用マニュアルの整備後の姿）

フェーズ4対策：フェーズ4対策を完了しても、それでもなお問題が残る場合、その問題が解消する時期を狙って具体化をする。

#### 3. 具体化の提案を、輸入調達（下記項目4～6）と国内調達（下記項目7）に分けて、述べます。

以下、この提案には、表も入っており、2000文字を越えますので、提案の全体は、

URL <http://dctn-wisdom.jp/J-Admini-Reformation/danngou%20boushi%20sono2.pdf> をご覧下さい。

4. 今回の主要な提案は、その輸入調達につき、まず、絞り込みます。

→ なぜなら、行政輸入調達は、今回の「4-19 提案（その1）」の提案の中で、最も行政調達コストの低減に効果があり、また、入り口として最も、その後への意味と効果があり、且つ、回りの環境から、当面、できるところとできないところを見極めながら、将来への風穴を開ける意味を持っています。

また回りとの環境を考慮しながら、慎重な手順と作戦を立てる必要があるからです。

勿論、公正取引委員会の「並行輸入の不当阻害」（註）の運用基準の援護を受けることが前提となり、それにより、行政主導による並行輸入のチャンネルの創設により、改善の軟着陸ができるようになると考えています。

（註）この公正取引委員会の「並行輸入の不当阻害」運用基準の写しは、他でも見れますが、その部分だけを <http://dtn-wisdom.jp/J-personal%20use/dokusenkinshihou%20yunyuu%20futou%20shougai.pdf> で、見るようにしてあります。

5. 「行政輸入調達ルート」の比較案には、次の3案が考えられます。

A案：行政各省庁が直接、現地業者（ディーラー）もしくはメーカーより直接調達する。

（参考事項：オーストラリアは、大使館の1フロアに、その目的のために、行政調達輸入部門を設けている  
ということを知っています）

B案：行政各省庁のそれぞれの外郭団体が、現地ディーラー業者もしくはメーカーより直接調達をする。

C案：行政各省庁が共通の行政外郭団体の一つ選び、そこが、現地業者もしくはメーカーより直接行政輸入調達をする。

註1： B、Cの案については、行政調達以外のケースについても、民間企業からの調達見積依頼も受け付けることができる。→ そのためのPRなどもおこない、また従来、困っていた民間企業の応援も得る。

註2： 行政国内調達の国内企業がその納品に組み込む予定の輸入品も含むことができる。

註3： A、B、C案ともに、輸送、通関等の業務は、専門業者の見積を比較して選定できる。

註4： 調達要求元に引き渡すまでの、リスクは保険をかけることにより、引渡しまでのリスクを回避する。

註5： 不具合品、についての、対処は、「4-19 提案（その1）」の中で、述べている二画面方式の、インターネット電話で、従来になく、効果的な、対処ができる時代になっていることなどを利用する。

註6： 高額輸入調達品につき、修理品、定期修理期間が、従来国内修理品に比べ、輸送時間を含んでも、5分の1以下の時間になる可能性になるものも期待できる。

5. 輸入調達のフェーズ1対策のケースへの提案

（1） 当面、行政輸入調達の対象品は、次の3種類とする。

A. 高価格品で、生産数量が多く、メーカー直接と市場ディーラーのいずれからも、調達できるもの。

B. ごく安いもので、市場にいくつもあるもので、従来通常商社から輸入していたものと、容易に比較のできるもの。（インターネットで探せ、容易に見積依頼と購入ができるものを含む）

C. AとBの中間に位置するもの。

- (2) 調達ルートは、行政輸入調達ルート比較案のうち、BまたはC案のルートとする。
- (3) 今回は、事前調査を含め、行政機関の外郭団体であるからには、詳細な見積内訳、事前調査費、などに区分して報告を、行政側の調査予算をつけて、求めることができるので、今後の、標準手間代などを、査定するための、データも得られる。

正式な行政側の調査予算をつけるということは、その報告結果につき行政組織内でのオーソライズをした報告書となり、これを改善活動のための投資予算の結果として、位置付け、次の細かい改善提案の案も、報告するように、しておく、更に効果が出るようになります。

そして、その後の、行政における改善の容易な説き起こしの原点を創り出すこととなります。

(このような投資をすることを、民間では、DTCもしくはVE活動の投資と呼んでいます)

## 6. 注意事項

上記のいずれの場合、(A、B、C案)に関して、輸入調達に関しては、下記のような注意事項が必要です。

- (1) 何ごとも、最初の、こちらからの言い出しが、原点になるので、相手はどう出るかは、こちらの要求に対して、相手側が、カウンタープロポーザルとして、出してきた条項を、力(力)関係により、調整していけばよいので、こちらの思っている基準を、まず相手に示すことが、基本的な出発点となる。(ここで、単に力(ちから)関係とはいわゆる、相手にもメリット、こちらにもメリットがあるという、貸し借りの関係を形成していくことが、最初の、交渉をする場面において、絶対必要なセンスとなる。このセンスの、日本事情も理解し、米国での商習慣を、操る知恵を持っている人物は、[http://www.toeic.or.jp/ghrd/gm/pdf/gm24\\_tsuruta.pdf](http://www.toeic.or.jp/ghrd/gm/pdf/gm24_tsuruta.pdf) にでてくる鶴田氏以外には、いないと思います。鶴田氏は、かつて、日本国の行政予算を投資して完成したYS-11米国への販売以降、米国の会社に就職され、最近では、コンチネンタルエアラインの建て直しをされた経験と実力のある方です。正式に協力を依頼すれば、協力していただけると思います。
- (2) また、最近いくらで手に入りそうかの調査だけをするベンチマーキング調査の方法があるが、これとて、よければ買う、引きつづき買う、という実際の背景を持って、交渉をすることが、はるかに、こちらの、いいたいことを、相手にぶつけることのできる、最初の優位な立場をとれることとなります。最初の購入条件と、それからずっと引き続く、有利な購入条件を確保するために大切なこととなります。  
従って、表一の、D、E、F欄に、書いてある条件をまず、最初に、こちらで英文化したものを、相手にぶつけることが、必要となります。
- (3) それに対して、相手側が、カウンタープロポーザルをしてきたものに対して、の調整をする手順となります。
- (4) それから、外国メーカー品を調達するときに注意をしなければならない、下記のことがあります。

ア. 従来、表面的な仕事をするだけの購買担当は、二つ以上の見積を比較しさえすれば、見積比較の作業義務を果たしたことになると思込んでいる傾向があります。二つの商社に同じ見積依頼し、二つの商社は、同じメーカーに同じ見積依頼を出すと、メーカー側は、見積は二箇所から来た、しかしその要求元は同じだということに気がつき、かえって、価格を高く出す可能性がでてきます。従って、市場にたくさん同じようなものが出

回っているときには、このような場面を避けるため、一つの見積は、メーカー直接に、もう一つの見積依頼は、その商品の卸ディーラーに出すということの配慮が必要となってきます。この点につき、元の見積依頼側は、充分、気をつける必要があります。

イ. もう一つ気をつけなければならない時候として、技術的用語でいうと、**Source Control Drawing Item** と **Specification Control Drawing Item**（註2）という2種類の部品があります。

その区分もその購買指示を出す担当者が、見積依頼時に気をつけなければならない事項である。（このいずれの略語はSCDと言う言葉になっているので、注意が必要である）

（註1）**Source Control Drawing Item**：ととも、そのメーカー独自の製品であるが、その取り付け先との、組み合わせの確認が信頼性上必要になり、そのメーカーそのままの製品で番号で買ってよいが、もしかかって、そのメーカーがその取り付け先メーカーに予告しない改善を、かってにするとその取り付け先の親製品との食い合わせ組み合わせが悪くなる可能性があるため、その確認すみの、時点の図面で作成したものでなければいけない製品、この場合、メーカーが改善のために、図面を変更して同じ部品番号で、一般に売りに出している部品は許可なしで、その上位製品に組み込むことができない製品のことを言う。

（註2）**Specification Control Drawing Item**（この製品は、もともと、そのメーカー独自の製品ではあるが少し、外形から見ると、目盛りの色が違うだけといった製品のことをいう。

## 7. 国内調達品についての対策、

今回の4月11日の首相指示の、談合など不祥事の再発防止の対策の一環として、表1「契約区分／契約織込み事項計画（素案）（要約）」に示してあることは、従来民間企業であやまっていることと同じであるので、行政側が一方的に実施するというのを、国内企業側に伝えさえすればよいと、考えています。

まさに、今回のこのチャンスを逃したらこのようなことを、ゼロから、説き起こし、行政調達のルールとして、定着することは難しいこと、と考えられます。

しかし、「提案 4-19（その1）」あるような、すっきりした「取引基本契約書」を行政調達側と、民間業者との間に、結ぶことになれば、行政にとっても、民間企業側にとっても、相互の体質の向上、調達、納入手間を合理化できることとなります。

以上

表 1 契約区分／契約織込み事項計画 (素案) (要約)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
ケース	契約区分	競争・隋意区分	価格構成のうち、原価明細の要求の有無	「取引基本契約書」への盛り込み事項 (主要点)			本体価格につき、比較作業が可能か	虚偽がある場合は、差額の2～3倍返し適用(詐欺扱い)	備考
				共通事項、原則を資材管理者協会資料を参考に取引基本契約書を入れる+個別特事項契約	取引基本契約書の中に、この契約は、丙以下にも適用するという特約条項を入れる	1) 乙は甲の要求のあるとき、指示された様式、内容に従って見積価格に関わる内訳を速やかに提出するものとする。 2) 乙は見積に際して、談合その他不正を行ってはならない。			
1	役務契約	競争見積	必要なときに要求(見積時、完成時)	○	○	○	○	○	価格構成表のコスト区分を、業者間の実力比較をしやすいようにする(見積時、実績時共)
2		隋意契約	必要なときに要求(見積時、中確時、完成時)	○	○	○	×	○	比較作業はできないが、H項と価格構成表の適用で、けん制ができる(見積時、実績時共)
3	製造請負	競争見積	必要なときに要求(見積時、完成時)	○	○	○	○	○	価格構成表のコスト区分を、業者間の実力比較をしやすいようにする(見積時、実績時共)
4		隋意契約	必要なときに要求(見積時、中確時、完成時)	○	○	○	×	○	比較作業はできないが、H項と価格構成表の適用で、けん制ができる(見積時、実績時共)
5	売買契約	競争見積	特に、商社のむこうに、メーカーがあるとき、必要なときに要求(見積時、完成時)	○	○	○	○	○	価格構成表のコスト区分を、業者間の実力比較をしやすいようにする(見積時、実績時共)。また、H項を適用することにより、米国航空機装備品のような暗黙2倍価格のようなルールを認めない。(註1)
6			生産、販売量が多く、市場価格があるときは、原価価格構成表の提出を要求しない						市場競争価格であるときは、特に価格明細をG C I P、輸送費等以外の明細の提出を求めない
7		隋意契約	特に、商社のむこうに、メーカーがあるとき、必要なときに要求(見積時、完成時)	○	○	○	×	○	比較作業はできないが、H項と価格構成表の適用で、けん制ができる(見積時、実績時共)また、H項を適用することにより、後で、問題が発見された場合、遡及できるようにする。
8			土地の売買、市場価格のある日用品など小額なものについては、価格構成表の提出を要求しない				×		G C I P、輸送費等を競争のために下げるのは、自由。ただし、明細を要求すれば、仕入れ価格はわかる
9	賃貸契約	競争見積	価格構成表の提出の必要なし	○	○	○	○	○	比較評価作業でのみ選択できる
10		隋意契約	価格構成表の提出の必要なし	○	○	○	×	○	相手の経済価値を考慮し、ただ、交渉あるのみ。

註1：ケース5の場合、同じメーカーに対し、購入元が一つで、見積依頼が2つ到着しないようにする配慮が必要である。

註2：ケース6の場合、メーカ直接ともう一つは、市場ディーラー宛てに見積依頼が届くようにする配慮が必要である。